

山口県消費者トラブル解決キャラクター 「い^いや^やや^やマン」のイラスト 使用に当たっての注意点



山口県消費生活センター

山口県消費者トラブル解決キャラクター

い や や 188マンの使用申請について

- ◆ 山口県内の消費者団体等 ➡ 使用承認申請書をご提出ください。
(別記様式第1号)
- ◆ 山口県内の行政、学校(教育目的) ➡ 事前に届出してください。
(別記様式第2号)
- ◆ 受付完了後、使用承諾等まで1~2週間程度かかることがありますので、
余裕をもってお早めにご提出をお願いします。

山口県消費者トラブル解決キャラクター

い や や 188マンの名称表示について

- ◆ イラストを使用する際は必ず、以下のいずれかの名称を併記してください。

「 山口県消費者トラブル解決キャラクター 188マン 」

「 山口県消費者トラブル解決キャラクター 188(いやや)マン 」

「 山口県消費者トラブル解決キャラクター ^{い や や}188マン 」

- ◆ 使用対象物等のサイズにより併記できない場合は、御相談ください。

<表示例>



山口県消費者トラブル解決キャラクター
188マン



山口県消費者トラブル
解決キャラクター
188(いやや)マン

山口県消費者トラブル解決キャラクター
い や や
188マン イラスト一覧



① 188マン正面



② 188マン指差し

提供できる電子データの種類 JPEG

^い^や^や
188マンの加工について①

イラストの色彩や名称「188マン」の改変、及び山口県が意図するイラストのイメージを損なう改変はできません。

①色彩

- 単色印刷はOK（例：新聞、モノクロ印刷）
- 2色刷り等、判断に迷う場合は事前確認を取ってください。

<使用可能例>



い や や
188マンの加工について②

②画像の加工

- 188マンの縦横比の変更、反転は行わないでください。
- 188マンに何かを書き加えたり、持たせないでください。

<使用不可例>



縦横比の変更



反転



文字を加える



何かを持たせる